

新 旧 対 照 表

第2 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）

（注）アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》関係</p> <p>（森林計画特別控除の対象となる山林所得）</p> <p>30の2-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 交換、出資若しくは措置法第33条第1項《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》に規定する収用等又は所得税法第59条第1項第1号《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》に<u>掲げる贈与、相続若しくは遺贈</u>により譲渡した山林</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(注)</p> <p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（収用交換等による譲渡）</p> <p>31の2-5 措置法第31条の2第2項第4号に規定する「土地等の譲渡で第33条の4第1項に規定する収用交換等によるもの」とは、.、当該譲渡は第31条の2第2項第4号に該当する。</p> <p>(注)</p>	<p>措置法第30条の2《山林所得に係る森林計画特別控除》関係</p> <p>（森林計画特別控除の対象となる山林所得）</p> <p>30の2-1</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 交換、出資若しくは措置法第33条第1項《収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例》に規定する収用等又は所得税法第59条第1項第1号《贈与等の場合の譲渡所得等の特例》に<u>規定する贈与（法人に対するものに限る。）</u>、<u>相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する限定承認に係る包括遺贈に限る。）</u>により譲渡した山林</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(注)</p> <p>措置法第31条の2《優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（収用交換等による譲渡）</p> <p>31の2-5 措置法第31条の2第2項第3号に規定する「土地等の譲渡で第33条の4第1項に規定する収用交換等によるもの」とは、.、当該譲渡は第31条の2第2項第3号に該当する。</p> <p>(注)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(削 除)</p> <p>(建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等) 31の2-8 (注) 措置法令第20条の2第11項第2号ロに規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、.</p> <p>(住宅の床面積等) 31の2-22 (1) 措置法令第20条の2第20項に定める住宅の床面積及び住宅の用に供される土地等の面積要件については、. イ ロ ハ (2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部分が措置法令第20条の2第18項第4号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、.</p> <p>(併用住宅の場合) 31の2-23、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2第20項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、.</p> <p>(床面積の意義) 31の2-24、措置法令第20条の2第18項、第20項及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、.</p> <p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合) 31の2-26 措置法規則第13条の3第9項第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14</p>	<p>(建築物の「敷地面積」の意義) 31の2-6 措置法令第20条の2第5項第1号に規定する認定建替計画に定められた新築する建築物の「敷地面積」とは、原則として、当該新築する一棟の建築物の敷地面積をいう。ただし、附属建築物がある場合には、当該敷地面積は、当該新築する主たる建築物と附属建築物との敷地の用に供される土地等の面積による。</p> <p>(建築物の建築をする事業の施行地区の面積要件等) 31の2-8 (注) 措置法令第20条の2第13項第2号ロに規定する「建築面積の敷地面積に対する割合」を求める場合における建築面積は、.</p> <p>(住宅の床面積等) 31の2-22 (1) 措置法令第20条の2第22項に定める住宅の床面積及び住宅の用に供される土地等の面積要件については、. イ ロ ハ (2) 中高層の耐火共同住宅の各独立住居部分の一部分が措置法令第20条の2第20項第4号に規定する床面積の要件に該当しない場合には、.</p> <p>(併用住宅の場合) 31の2-23、当該「住宅」に該当する併用住宅についての措置法令第20条の2第22項に定める床面積要件及び敷地面積要件の判定は、.</p> <p>(床面積の意義) 31の2-24、措置法令第20条の2第20項、第22項及び措置法規則第13条の3第1項に規定する床面積は、.</p> <p>(国土利用計画法の許可を受けて買い取られる場合) 31の2-26 措置法規則第13条の3第8項第1号イ(1)に規定する「国土利用計画法第14</p>

改 正 後	改 正 前
<p>条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、・・・・、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第9項</u>第1号イ(1)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・。</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>31の2-27 措置法規則第13条の3 <u>第9項</u>第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項(同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、・・・・、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第9項</u>第1号イ(2)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・。</p> <p>(1) ・・・・</p> <p>(2) ・・・・</p> <p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定)</p> <p>31の2-28 措置法令第20条の2 <u>第21項から第23項</u>までの規定による確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間の判定は、措置法第31条の2第2項第13号若しくは第14号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第15号若しくは第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3 <u>第11項</u>の規定により税務署長に提出した同項第2号に規定する事業概要書等により行うことに留意する。・・・・。</p> <p>なお、措置法令第20条の2 <u>第21項</u>第3号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、・・・・。</p> <p>(注) 措置法令第20条の2 <u>第22項又は第23項</u>に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができるの見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は、・・・・。</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の特例の適用)</p> <p>31の2-30 ・・・・、確定申告書(所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)に措置法規則第13条の3第1項各号又は<u>第9項</u>各号に掲げる区分に応じ、・・・・。</p>	<p>条第1項の規定による許可を受けて当該土地等が買い取られる場合」とは、・・・・、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第8項</u>第1号イ(1)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・。</p> <p>(国土利用計画法の届出をして買い取られる場合)</p> <p>31の2-27 措置法規則第13条の3 <u>第8項</u>第1号イ(2)に規定する「国土利用計画法第27条の4第1項(同法第27条の7第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出をして当該土地等が買い取られる場合」とは、・・・・、たとえ当該譲渡所得に係る確定申告書に措置法規則第13条の3 <u>第8項</u>第1号イ(2)に規定する書類の添付がある場合であっても、・・・・。</p> <p>(1) ・・・・</p> <p>(2) ・・・・</p> <p>(「確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間」の判定)</p> <p>31の2-28 措置法令第20条の2 <u>第23項から第25項</u>までの規定による確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例期間の判定は、措置法第31条の2第2項第13号若しくは第14号に規定する「住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人」又は同項第15号若しくは第16号に規定する「住宅又は中高層の耐火共同住宅の建設を行う個人又は法人」が措置法規則第13条の3 <u>第10項</u>の規定により税務署長に提出した同項第2号に規定する事業概要書等により行うことに留意する。・・・・。</p> <p>なお、措置法令第20条の2 <u>第23項</u>第3号に規定する「住居の用途に供する独立部分が50以上のもの」であるかどうかの判定は、・・・・。</p> <p>(注) 措置法令第20条の2 <u>第24項又は第25項</u>に規定する「確定優良住宅地造成等事業につき開発許可等を受けることができる見込まれる日として所轄税務署長が認定した日」は、・・・・。</p> <p>(証明書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情がある場合の特例の適用)</p> <p>31の2-30 ・・・・、確定申告書(所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書をいう。以下この項において同じ。)に措置法規則第13条の3第1項各号又は<u>第8項</u>各号に掲げる区分に応じ、・・・・。</p>

改正後	改正前
<p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間を延長するための手続等)</p> <p>31の2-31 措置法令第20条の2第21項に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、同条第24項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第13条の3第15項に規定する申請書を措置法第31条の2第7項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第3項に規定する予定期間（以下この項において「予定期間」という。）の末日の属する年の翌年1月15日までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第24項に規定する所轄税務署長の承認を受けたものについて、……………。</p> <p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(権利変換により取得した施設建築物等の一部を取得する権利等の譲渡)</p> <p>31の3-17 ……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）</u>による<u>マンション再生事業</u>に係る権利変換に伴い取得した<u>再生後マンション</u>に関する権利を取得する権利（当該権利とともに取得した<u>再生後マンション</u>に係る敷地利用権を含む。）を譲渡（措置法第33条の3第7項に規定する相続、遺贈又は贈与を含む。）した場合において、……………</p> <p>……………。</p> <p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p>(「許可を要しないこととなった場合」等の意義)</p> <p>33の4-2の2 ……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 農地法施行規則第53条第13号《許可の例外》に掲げる都道府県以外の地方公共団</p>	<p>(特定非常災害に基因するやむを得ない事情により予定期間を延長するための手続等)</p> <p>31の2-31 措置法令第20条の2第23項に規定する確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が、同条第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、措置法規則第13条の3第14項に規定する申請書を措置法第31条の2第7項に規定する非常災害が生じた日の翌日から同条第3項に規定する予定期間（以下この項において「予定期間」という。）の末日の属する年の翌年1月15日までの間に当該所轄税務署長に提出しなければならないことに留意する。</p> <p>なお、措置法令第20条の2第26項に規定する所轄税務署長の承認を受けたものについて、……………。</p> <p>措置法第31条の3《居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>(権利変換により取得した施設建築物等の一部を取得する権利等の譲渡)</p> <p>31の3-17 ……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>による<u>マンション建替事業</u>に係る権利変換に伴い取得した<u>施行再建マンション</u>に関する権利を取得する権利（当該権利とともに取得した<u>施行再建マンション</u>に係る敷地利用権を含む。）を譲渡（措置法第33条の3第7項に規定する相続、遺贈又は贈与を含む。）した場合において、……………</p> <p>……………。</p> <p>措置法第33条の4《収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除》関係</p> <p>(「許可を要しないこととなった場合」等の意義)</p> <p>33の4-2の2 ……………。</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 農地法施行規則第53条第12号《許可の例外》に掲げる都道府県以外の地方公共団</p>

改正後	改正前
<p>体、・・・・・・、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は同規則第29条第15号の規定により農林水産大臣が指定する法人（以下この項において「指定法人」という。）が当該農地等を買取る場合において、・・・・・・</p> <p>措置法第35条の2《特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>（換地処分等により取得した土地等）</p> <p>35の2-10・・・・・・、密集市街地における防災街区の整備に関する法律による防災街区整備事業又はマンションの再生等の円滑化に関する法律による<u>マンション再生事業</u>若しくは敷地分割事業が施行された場合において、・・・・・・</p> <p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受けた土地等の所有期間の判定）</p> <p>35の2-11・・・・・・、措置法令第20条第2項及び第23条の2第3項の規定により、・・・・・・</p> <p>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用）</p> <p>37-10・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>（割合）</p> <p>・・・・・・</p> <p>④1・・・・・・</p> <p>(1) 措置法第37条第1項の表の第2号の下欄に該当する土地等と同欄のハに掲げる区域内（以下37の3-1までにおいて「対象区域内」という。）にあるものについて、譲渡資産が同号の上欄に掲げる資産に該当し、・・・・・・ <u>同号の下欄に該当する買換資産で対象区域内にあるもの又は当該買換資産以外の買換資産ごとに区分をした場合において</u>、・・・・・・</p> <p>(2)・・・・・・</p>	<p>体、・・・・・・、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は同規則第29条第14号の規定により農林水産大臣が指定する法人（以下この項において「指定法人」という。）が当該農地等を買取る場合において、・・・・・・</p> <p>措置法第35条の2《特定期間に取得をした土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除》関係</p> <p>（換地処分等により取得した土地等）</p> <p>35の2-10・・・・・・、密集市街地における防災街区の整備に関する法律による防災街区整備事業又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律による<u>マンション建替事業</u>若しくは敷地分割事業が施行された場合において、・・・・・・</p> <p>（収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用を受けた土地等の所有期間の判定）</p> <p>35の2-11・・・・・・、措置法令第20条第1項及び第23条の2第3項の規定により、・・・・・・</p> <p>措置法第37条《特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例》関係</p> <p>（買換資産が2以上ある場合の面積制限の適用）</p> <p>37-10・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>（割合）</p> <p>・・・・・・</p> <p>④1・・・・・・</p> <p>(1) 措置法第37条第1項の表の第1号の下欄に該当する土地等について、譲渡資産が同号の上欄のハに掲げる区域内（以下37の3-1までにおいて「対象区域内」という。）にあるものに該当し、・・・・・・ <u>譲渡資産が同欄に掲げる資産のうち対象区域内にあるものに該当するときにおける同号の下欄に掲げる買換資産又は当該買換資産以外の買換資産ごとに区分をした場合において</u>、・・・・・・</p> <p>(2)・・・・・・</p>

改正後	改正前
イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ ニ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・	イ ・ ・ ・ ・ ・ ロ ・ ・ ・ ・ ・ ハ ・ ・ ・ ・ ・ ニ ・ ・ ・ ・ ・ 2 ・ ・ ・ ・ ・。 (1) ・ ・ ・ ・ ・ (2) ・ ・ ・ ・ ・ (3) ・ ・ ・ ・ ・ (4) ・ ・ ・ ・ ・
<p>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)</p> <p>37-11 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p><u>また、次に掲げる場合における買換資産となる土地等の面積の計算についても、同様に計算することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>措置法第37条第1項の表の第2号の上欄に該当する土地等を譲渡した場合で、当該土地等の譲渡対価により、同号の下欄に該当する土地等のうち対象区域内にあるもの及びそれ以外の区域内にあるものを取得して、同項の規定の適用を受けるとき</u></p> <p>(2) <u>措置法第37条第1項の表の第3号の上欄に該当する土地等を譲渡した場合で、当該土地等の譲渡対価により、東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域のうち2以上の地域内に同号の下欄に該当する土地等を取得して、同条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けるとき</u></p>	<p>(譲渡対価を区分した場合の面積制限の適用)</p> <p>37-11 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p><u>また、同表の第3号の上欄に該当する土地等を譲渡した場合で、当該土地等の譲渡対価により、東京都の特別区、集中地域（東京都の特別区を除く。）又は集中地域以外の地域のうち2以上の地域内に同号の下欄に該当する土地等を取得して、措置法第37条第10項の規定により同条第1項の規定の適用を受けるときにおける買換資産となる土地等の面積の計算についても、同様に計算することに留意する。</u></p>
<p>(航空機騒音障害区域内にある土地等の取得の日の判定)</p> <p>37-12 ・ ・ ・ ・ ・、第33条の3又は第37条の6の規定の適用を受けて取得をしたものである場合における措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「その土地等のある区域が航空機騒音障害区域となった日」以後に取得をしたものかどうかの判定は、 ・ ・ ・ ・ ・。</p>	<p>(航空機騒音障害区域内にある土地等の取得の日の判定)</p> <p>37-12 ・ ・ ・ ・ ・、第33条の3又は第37条の6の規定の適用を受けて取得をしたものである場合における措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に規定する「平成26年4月1日又はその土地等のある区域が航空機騒音障害区域となった日のいずれか遅い日」以後に取得をしたものかどうかの判定は、 ・ ・ ・ ・ ・。</p>
<p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</p> <p>37-19の2 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(1) 措置法第37条第1項の表の第2号の下欄に掲げる買換資産のうち対象区域内にあ</p>	<p>(譲渡がなかったものとされる部分の金額等の計算)</p> <p>37-19の2 ・ ・ ・ ・ ・。</p> <p>(1) 譲渡資産が措置法第37条第1項の表の第1号の上欄に掲げる資産のうち対象区域</p>

改正後	改正前
<p>るもの及びそれ以外の区域内にあるものを取得し、・・・・・・、同号の上欄に掲げる譲渡資産を、対象区域内にある買換資産に対応する部分又はそれ以外の区域内にある買換資産に対応する部分に区分をして、・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>イ ・・・・・・</p> <p>ロ ・・・・・・</p> <p>ハ ・・・・・・</p> <p>ニ ・・・・・・</p> <p>(注) 1 ・・・・・・。</p> <p>2 ・・・・・・。</p> <p>(権利変換により取得した施設建築物等の一部を取得する権利等の譲渡)</p> <p>37-21の4 ・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>(3) マンションの再生等の円滑化に関する法律によるマンション再生事業に係る権利変換に伴い取得した再生後マンションに関する権利を取得する権利(当該権利とともに取得した再生後マンションに係る敷地利用権を含む。)を譲渡した場合において、・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-1 ・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・</p>	<p>内にあるもの及びそれ以外の区域内にあるものについて、・・・・・・、同号の下欄に掲げる買換資産を、対象区域内にある譲渡資産に対応する部分又はそれ以外の区域内にある譲渡資産に対応する部分に区分をして、・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>イ ・・・・・・</p> <p>ロ ・・・・・・</p> <p>ハ ・・・・・・</p> <p>ニ ・・・・・・</p> <p>(注) 1 ・・・・・・。</p> <p>2 ・・・・・・。</p> <p>(権利変換により取得した施設建築物等の一部を取得する権利等の譲渡)</p> <p>37-21の4 ・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>(3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律によるマンション建替事業に係る権利変換に伴い取得した施行再建マンションに関する権利を取得する権利(当該権利とともに取得した施行再建マンションに係る敷地利用権を含む。)を譲渡した場合において、・・・・・・</p> <p>・・・・・・。</p> <p>措置法第37条の3《買換えに係る特定の事業用資産の譲渡の場合の取得価額の計算等》関係</p> <p>(同一の号に規定する買換資産が2以上ある場合に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-1 ・・・・・・。</p> <p>(1) ・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(2) ・・・・・・</p> <p>・・・・・・</p> <p>(3) ・・・・・・</p>

改正後	改正前
<p>.....</p> <p>(注)1</p> <p>(1) 措置法第37条第1項の表の第2号の下欄に掲げる買換資産について、譲渡資産が同号の上欄に掲げる資産に該当し、同項の規定の適用を受けたときにおける同号の下欄に掲げる買換資産で対象区域内にあるもの又は当該買換資産以外の買換資産ごとに区分をした場合の当該区分をしたそれぞれの買換資産が2以上ある場合.....、同号の上欄に掲げる譲渡資産を、対象区域内又はそれ以外の区域内にある買換資産に対応する部分ごとに区分をして、.....、算式中の「譲渡資産」は「譲渡資産のうち対象区域内にある買換資産に対応する部分」又は「譲渡資産のうち対象区域内以外の区域内にある買換資産に対応する部分」と読み替えるものとする。.....、買換資産が対象区域内にあるものに該当する場合には「0.4」及び「0.6」とする。</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>2</p> <p>(5倍の面積制限を超えて取得した土地等に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-2</p> <p>(1)</p> <p>.....</p> <p>(2)</p> <p>.....</p> <p>〈計算例〉</p> <p>.....</p> <p>〔設例1〕</p> <p>(1) 譲渡資産……<u>航空機騒音障害区域内</u>の宅地</p> <p>イ</p> <p>ロ</p>	<p>.....</p> <p>(注)1</p> <p>(1) 措置法第37条第1項の表の第1号の下欄に掲げる買換資産について、譲渡資産が同号の上欄に掲げる資産のうち対象区域内にあるものに該当し、同項の規定の適用を受けたときにおける同号の下欄に掲げる買換資産又は当該買換資産以外の買換資産ごとに区分をした場合の当該区分をしたそれぞれの買換資産が2以上ある場合.....、同欄に掲げる買換資産を、対象区域内又はそれ以外の区域内にある譲渡資産に対応する部分ごとに区分をして、.....、算式中の「買換資産」は「買換資産のうち対象区域内にある譲渡資産に対応する部分」又は「買換資産のうち対象区域内以外の区域内にある譲渡資産に対応する部分」と読み替えるものとする。.....、譲渡資産が対象区域内にあるものに該当する場合には「0.3」及び「0.7」とする。</p> <p>(2)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>ハ</p> <p>ニ</p> <p>2</p> <p>(5倍の面積制限を超えて取得した土地等に付すべき取得価額)</p> <p>37の3-2</p> <p>(1)</p> <p>.....</p> <p>(2)</p> <p>.....</p> <p>〈計算例〉</p> <p>.....</p> <p>〔設例1〕</p> <p>(1) 譲渡資産……<u>既成市街地等内</u>の宅地</p> <p>イ</p> <p>ロ</p>

改 正 後	改 正 前
ハ	ハ
ニ	ニ
ホ	ホ
(2) 買換資産…… <u>航空機騒音障害区域以外の地域</u> にある宅地	(2) 買換資産…… <u>既成市街地等以外の地域</u> にある宅地
イ	イ
ロ	ロ
(3)	(3)
イ	イ
ロ	ロ
ハ	ハ
ニ	ニ
[設例 2]	[設例 2]
(1)	(1)
イ	イ
ロ	ロ
ハ	ハ
ニ	ニ
ホ	ホ
(2) 買換資産…… <u>措置法第37条第1項の表の第2号の下欄イ又はロに掲げる区域内</u> にある資産	(2) 買換資産…… <u>既成市街地等以外の地域</u> にある資産
イ	イ
(i)	(i)
(ii)	(ii)
(iii)	(iii)
ロ	ロ
(i)	(i)
(ii)	(ii)
(3)	(3)
イ	イ
(i)	(i)
(ii)	(ii)

改正後	改正前
(ハ) (ニ) ロ ハ [設例3]	(ハ) (ニ) ロ ハ [設例3]
<p>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</p> <p>37の3-4、当該買換資産について措置法第11条から第14条《特別償却》までに規定する要件を具備する限り特別償却をすることができるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2) 措置法第12条第4項及び第13条から第14条までの規定の適用を受けることができる期間は、</p> <p>②1</p> <p>2</p>	<p>(買換えの特例が適用されないこととなった買換資産に係る特別償却)</p> <p>37の3-4、当該買換資産について措置法第11条から第15条《特別償却》までに規定する要件を具備する限り特別償却をすることができるものとする。</p> <p>(1)</p> <p>(2) 措置法第12条第4項及び第13条から第15条までの規定の適用を受けることができる期間は、</p> <p>②1</p> <p>2</p>
<p>措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p>	<p>措置法第41条の5《居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除》関係</p>
<p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>41の5-8</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) マンションの再生等の円滑化に関する法律によるマンション再生事業に係る権利変換に伴い取得した再生後マンションに関する権利を取得する権利(当該権利とともに取得した再生後マンションに係る敷地利用権を含む。)を譲渡した場合において、</p>	<p>(土地区画整理事業等の施行地区内の土地等の譲渡)</p> <p>41の5-8</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) マンションの建替え等の円滑化に関する法律によるマンション建替事業に係る権利変換に伴い取得した施行再建マンションに関する権利を取得する権利(当該権利とともに取得した施行再建マンションに係る敷地利用権を含む。)を譲渡した場合において、</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(経過的处理…改正通達の適用時期(1))</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の37-10、37-11、37-19の2及び37の3-1の取扱いは、個人が令和8年4月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日以後に買換資産の取得（建設及び製作を含む。以下この項において同じ。）をする場合における当該譲渡について適用し、個人が同日前に譲渡資産の譲渡をした場合及び個人が同日以後に譲渡資産の譲渡をし、かつ、同日前に買換資産の取得をした場合におけるこれらの譲渡については、なお従前の例による。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p>